

	<p>のが不要な趣旨か、あるいは委員会の設置は必要だが保険者市町村への意見を求めることが不要な趣旨か。</p>		
支 3	<p>【指定介護老人福祉施設の入所に関する指針関係】 別紙2(2)③ハの注を新規に規定した趣旨は何か。虐待等に関するこれまでの取扱いを変更する趣旨か。</p>	<p>被虐待高齢者等の保護に関するこれまでの取扱いを変更する趣旨ではない。虐待等に係る緊急的な保護の取扱いについては、従来の手続きと変わらないことを明示する趣旨で記載したものです。</p>	老健局 高齢者 支援課
支 4	<p>【福祉用具関係】 福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが義務化されるが、これらの見直しに伴い、新たに福祉用具貸与計画書のひな形を示す予定はあるのか。</p>	<p>今回の見直し内容を踏まえた福祉用具貸与計画書のひな形については、今年度の老人保健健康増進等事業を活用し、平成30年4月の施行までにお示しする予定です。</p>	老健局 高齢者 支援課
支 5	<p>【福祉用具関係】 貸与事業者は、設定される貸与価格の上限を超えて貸与し、利用者から差額分を徴収することは認められるのか。</p>	<p>今回の制度見直しに当たっては、貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格で貸与する観点から、貸与価格自体に上限を設けることとしており、商品ごとに設定された上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱いとなります。</p>	老健局 高齢者 支援課
支 6	<p>【福祉用具関係】 制度施行後、新たに保険給付の対</p>	<p>新たに保険給付の対象となった商品についても、貸与実績を踏まえ、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。</p>	老健局 高齢者

	象となった商品について、全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定はどのように取り扱うのか。		支援課
支 7	【住宅改修関係】 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明するといった取組を進めるとのことだが、これは一律義務化されるのか。	可能な限り、複数の事業者から見積りを取るよう、説明いただきたい。なお、一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見（介護保険制度の見直しに関する意見）を踏まえたものです。	老健局 高齢者 支援課
支 8	【住宅改修関係】 保険者の取組の好事例を国が広く紹介していくということだが、具体的にどのように取り組んでいくのか。	住宅改修に関し、建築や福祉の専門職が適切に関与しているなど、保険者の取組の好事例については、今年度の老人保健健康増進等事業において実際の取組状況を調査し、その把握・整理等を行う予定です。	老健局 高齢者 支援課
支 9	【住宅改修関係】 「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められます。	老健局 高齢者 支援課